離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村若しくは一部事務組合等（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

三十七　地域鉄道支援に要する経費があること。

三十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十九　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

四十　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。

離島地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域を含む区域において、市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下この号において「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送（有線電気通信設備の提供を受けて行われるものを除く。）又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額

二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十五　電気通信に関する施設の維持管理に要する経費があること。

三十六　分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費があること。

三十七　地域鉄道支援に要する経費があること。

三十八　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。

三十九　水防団員の退職報償金に要する経費があること。

四十　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。